

流出容器等処理要綱

【資料 10】

愛知県エルピーガス協会「放置容器処理要綱」に加筆（下線部）

1 総 則

第 1. 目 的

津波等によって流出、散乱した L P ガス容器は本来、容器所有者（L P ガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながるおそれもあることから、〇〇市町と連携して、〇〇市町に指定された集積所、〇〇県 L P ガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該 L P ガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（L P ガス容器に限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

ただし、大規模災害により大量の流出 L P ガス容器が発生した場合は、別途協議する。

第 2. 事 務 局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は〇〇県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第 3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められた L P ガス容器。

(2) 放置容器

L P ガスを消費した後、所有者又は占有者に引きとられていない L P ガス容器。

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所。

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供出来る充填所。

Ⅱ 回収及び処理

第 4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第 5. 通 報

第 4 により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第 6. 回 収

- (1) 事務局は第 5 の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書（様式 1）を作成し保管するものとする。
- (2) (1) により依頼を受けた支部事務局又は支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2) により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書（様式 2）を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量の L P ガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、協会員の協力を得て当該 L P ガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第 7. 処 理

事務局は第 6 (3) による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書（様式 3）により所有者等に引取り、又は容器譲渡書（様式 4）の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のイ) ロ) に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、

電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第 8. 引 渡 し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第 9. 保 管

第 7 (2) により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第 10. 屑 化

(1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は・容器屑化依頼書(様式 5)により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。

① 容器所有者等から第 7 (1) による容器譲渡書を受理したとき。

② 第 7 (2) イ)ロ) により所有者等不明容器と判定したもの。

③ 第 7 (2) による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(6 ヶ月 14 日後)

(2) 指定集積所等は (1) により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

Ⅲ そ の 他

第 11. 業務の推進体制

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安部会及び卸流通委員会が中心となって推進するものとする。

第 12. 施 行 期 日

この要綱は〇〇年〇月〇日より施行する。

【〇〇県流出容器等処理要綱】

【資料 10】様式 1

流 出 容 器 等 通 報 記 録 書

		整理番号		
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名		
通 報 者	住 所			
	氏 名			
容器の放置 場所の状況 (目標)	放置場所 住所			
	目 標			
	放置の状況			
容器の形状 数 量	5 0 kg 3 0 kg 2 0 kg 1 0 kg	本 本 本 本	5 kg 2 kg その他 kg	本 本 本 本
回収依頼先	住所・電話			
	事業所名			
回収依頼日	年 月 日 時 分	連絡者		
備 考				

【〇〇県流出容器等処理要綱】

【資料 10】様式 2

容 器 保 管 報 告 書

〇〇県エルピーガス協会 殿

事業所名 _____

住 所 _____

電 話 _____

担当者名 _____

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所有者等判明容器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所有者等不明容器	50kg 本		
	20kg 本		
	30kg 本		
	50kg 本		
	その他 kg 本		

【〇〇県流出容器等処理要綱】

【資料 10】様式 3

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県エルピーガス協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿のLPガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式 4 の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項・

- ・ 事前に保管場所まで連絡してください。
- ・ 本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第 25 条違反として措置することもあります。

【〇〇県流出容器等処理要綱】

【資料 10】様式 4

年 月 日

〇〇県エルピーガス協会長 殿

容器所有（占有）者

住 所

氏 名

印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、L P ガス容器については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容 器 の 記 号 ・ 番 号					

以上

【〇〇県流出容器等処理要綱】

【資料 10】様式 5

年 月 日

容器保管者

殿

〇〇県エルピーガス協会
会 長 〇 〇 〇 〇

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状					
容 器 の 記 号 ・ 番 号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

流 出 容 器 等 処 理 要 綱 細 則

1. 集 積

充てん所等からの集積は、毎年 2 月・6 月・10 月にそれぞれ実施する。

2. 容器回収等の費用

① 容器回収費

1 本当たり〇〇〇円とし、容器回収報告書に基づき協会事業費より支出する。

② 容器引取費

1 本当たり〇〇〇〇円とし、引取り者は回収者（集積所）に支払うものとする。

③ 容器集積費

容器保管費については、容器屑化費で賄うものとする。

3. この細則は〇〇年〇月〇日より施行する。

【流出容器事例】

【資料 11】

津波で倒され流出した容器



かろうじて高圧ホースで止まっている
(メーターの下まで津波がきている)



高圧ホースにより電柱に残った容器
(2011 年 3 月 23 日付「石巻かほく」)



流された勢いで供給管が引きちぎられた
(伊藤工機株式会社提供)



瓦礫とともに家屋の 2 階に残った容器
(石油産業新聞社提供)



倒壊家屋の前に転がる流出容器
(石油産業新聞社提供)



津波でホースを引きちぎられ流された容器
(全国 LP ガス協会提供)

東日本大震災では約 20 万本の容器が津波によって流出した。北海道まで流れ着いた LP ガス容器もあった。

【流出容器回収事例】

【資料 12】

津波で流出し回収された容器

(宮城県エルピーガス協会提供)



津波で流出し集められたＬＰガス容器



津波をかぶり錆びた容器



中には凹み、潰れた容器もある



傷だらけの 20kg 容器



高圧ガス容器も流出した



ＬＰガス容器を回収して廃棄処分

津波をかぶり錆びてしまった容器や、流出時にぶつかったのか凹んだ容器や、瓦礫の下から掘り出され潰れた容器も見受けられる。

安全・安心に お使いいただくために 地震時の対応

地震時対応LPガス保安ガイド



地震が発生したら、その時の対応は！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)

まず身の
安全を

火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをしゃ断します。
(ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。)

揺れがおさ
まったら

器具栓

地震発生後の注意事項

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めてください。

※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願い申し上げます。

ガス漏れや
避難するとき

ガスの元栓

ガスメーターバルブ

容器バルブ



LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス緊急時の連絡先

LPガス販売店名

連絡先：

電 話：

緊急時の連絡先は24時間無料で対応しています。

LPガス安全委員会／経済産業省

【マイコンメータ復帰方法の周知例】

ガス使用を再開するときの安全確認

■次の場合はガスを使用すると危険です。

✓**ガス漏れやガスの臭いがしていないかを確認！**

ガス漏れやガス臭いときは、ガスを使用せず器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。

✓**ガス器具に損傷がないかを確認！**

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

■余震や停電に注意してお使いください。

✓**ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認し復帰を行ってください。**

「圧力が低下した時」や「大量漏えい」のしゃ断表示の場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

■地震時の機能

- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれたときなど、大量のガスが流れたとき、自動的にガスをしゃ断します。

■ガスしゃ断時の表示

- ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し、原因が表示されます。



※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

地震が発生した時など



ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

■次の手順で復帰操作を行ってください。



※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中のガス器具使用のご注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大きいため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス機器

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働きません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を閉めて、給湯器の水抜きを行ってください。水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

震度と揺れ等の状況(概要)

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  【震度6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 耐震性が高い 耐震性が低い		
5弱  【震度5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  【震度6強】 ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 耐震性が高い 耐震性が低い		
5強  【震度5強】 ●物につかまらないうち歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。	7  【震度7】 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 耐震性が高い 耐震性が低い		

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- あわてた行動、けがのもと

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03) 3212-8341 (代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

(気象庁HPより)

【ライフライン・インフラ等への影響】

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメータ)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(気象庁HPより)

平成 24 年度
経済産業省委託事業

LP ガス災害対策マニュアル

平成 25 年 3 月 初 版

非 売 品

編集・発行 高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13

神谷町セントラルプレイス

電話 液化石油ガス部 03-3436-6108

URL <http://www.khk.or.jp/>

.....

この書籍は、国の委託事業として経済産業省から高圧ガス保安協会が受託し、編集・発行しました。
この書籍は、非売品ですが、この書籍を必要とされる方は、「LP ガス保安技術者向けWeb サイト」において電子データ(PDF)が無償でダウンロードできますので、ご活用ください。なお、営利を目的とした印刷・販売はできません。

LP ガス保安技術者向けWeb サイト

URL <http://www.lpgpro.go.jp>

お問合せ

高圧ガス保安協会

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

TEL 03-3436-6108

平成24年度経済産業省委託事業